２０２６年１１月吉日
豊橋商工信用組合

高齢のお客さまの ATM でのキャッシュカードによる１日振込限度額の引き下げについて

― 特殊詐欺被害の防止に向けた取組み ―

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、特殊詐欺による被害を未然に防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするため、下記の条件に該当するお客さまを対象に、ATM でのキャッシュカードによる１日振込限度額を引き下げさせていただくことにいたしました。

対象となるお客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、本取組みの趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

２０２６年１１月９日（月）より

2. 対象となるお客さま

次の①・②の両方に該当する個人のお客さまが対象となります。

① ７０歳以上のお客さま

② 過去３年間、ATM でのキャッシュカードによるお振込みをご利用されていないお客さま

3. 制限の内容

対象となるお客さまの、キャッシュカードによる ATM での１日振込限度額を、

【1,０００円】に制限させていただきます。

4. 限度額を超えるお振込みをご希望の場合

当組合窓口へお申し出ください。

※ 特殊詐欺にご注意ください。

電話などで振込みを求められたときは、すぐに手続きをせず、ご家族や警察、当組合へご相談ください。また、暗証番号を他人に伝えたり、キャッシュカードを他人に渡したりしないようお願いいたします。

以上